

倉敷市水道局建設工事等高落札率入札調査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉敷市水道事業の契約に関する規程（昭和53年水道局管理規程第1号）に基づき建設工事等の請負契約を締結する場合の競争入札について、予定価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）に対する最低入札価格（失格となったものを除く。）の比率（以下「落札率」という。）が著しく高い場合（以下「高落札率入札」という。）において、適正な積算に基づいて入札価格が設定され、当該入札において公正な競争がなされているか否かを調査するために必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 高落札率入札調査の対象は、随意契約の方法により契約を締結しようとする場合を除く倉敷市水道局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び次に掲げる業務とする。

- (1) 測量業務
- (2) 建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償コンサルタント業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、倉敷市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が
適当と認める業務

(調査基準)

第3条 高落札率入札調査は、最低制限価格に満たない価格をもって入札した者がいない場合であって、当該入札における落札率が97%以上となった場合に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に調査を行う必要があると認めるときは、高落札率入札調査を行うものとする。

(調査班の設置)

第4条 高落札率入札調査を行うため、倉敷市水道局建設工事等高落札率入札調査班（以下「調査班」という。）を設置する。

2 調査班は、班長、副班長及び班員をもって組織する。

3 班長は水道技術管理者の職にある者を、副班長は水道総務課長をもって充て、班長に事故あるときは、副班長がその職務を代理するものとし、班長、副班長ともに事故あるときは、班長があらかじめ指名した班員がその職務を代理する。

4 班員は、当該建設工事等の設計・施工担当の課長及び課長補佐、水道総務課企画検査室検査主幹をもって充てる。

(調査)

第5条 管理者は、第3条に規定する調査基準に該当した場合は、当該入札の落札決定を保留した上で、直ちに全入札参加者（当該入札辞退者、当該入札開札後に無効となった者及び最低制限価格を下回ったことにより失格となった者を除く。）から所定の内訳書の提出を求めるものとする。

2 前項の内訳書の提出期限は、当該入札が午前中に行われた場合にあっては同日の午後5時まで、午後から行われた場合にあってはその翌日（翌日が倉敷市の休日を定める条例（平成元年倉敷市条例第40号）第1条に定める休日に当たるときはその翌日）の正午までとする。

3 調査班は、第1項の内訳書に基づき、適正な積算によって入札価格が設定されているか否か、入札価格との間に不自然さはないか等について調査するものとする。

4 調査班は、前項の調査の結果、必要があると認めるときは、入札参加者から事情を聴くことができるものとする。

(入札の無効)

第6条 管理者は、前条第1項の内訳書の提出を拒んだ入札参加者又は同条第4項の事情の聴取を拒んだ入札参加者の行った入札は無効とすることとし、当該入札参加者に対し、別に定める要領に基づき指名停止の措置を講ずるものとする。

(落札者の決定及び通知)

第7条 管理者は、調査の結果、適正な積算に基づき入札価格が設定されていると認めるときは、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者と決定するものとする。

2 管理者は、調査の結果、当該入札に関し談合の事実があったと認められる証拠を得た場合又は入札価格が適正な積算に基づいて設定されていない可能性が高く、談合の疑いが濃厚であると判断した場合は、必要な措置を講ずるものとする。

3 第1項の規定に基づき落札者を決定した場合は、直ちに当該落札者に対して落札決定を通

知するとともに、当該落札者以外の入札者に対して、落札結果を通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行し、同日以降に入札執行する建設工事について適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。